

生活環境部		随意契約件数		3件		金額		62,640,243 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由		地方自治法施行令 適用条項
1	生活環境企画課	青少年等自立支援対策推進事業 委託業務	令和7年4月1日	大分県大分市旦野原823番55	特定非営利活動法人おおい子ども支援ネット	53,365,137 円	①本業務は、社会的自律に困難を抱える当事者やその家族からの相談を受け、適切な支援先につなぐものである。 ②これを行うためには、職員の専門的知識や技術が必要である。 ③上記の専門的知識や技術を有するのは特定非営利活動法人おおい子ども支援ネットのみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2	衛生環境研究センター	令和7年度食品衛生検査施設業務管理基準 (GLP) 関係機器保守点検委託業務	令和7年4月1日	大分県大分市高城本町5番3号	西川計測株式会社九州支社	5,783,360 円	①本業務は、検査機器の保守点検業務委託を行うものである。 ②当該機器は特殊な機器であるため、当該機器の製造メーカーでしか対応ができない。 ③製造メーカーへの業務依頼は代理店を通じて依頼する必要があるため、県内唯一の代理店である西川計測(株)と契約するもの。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3	消費生活・男女共同参画プラザ	令和7年度消費生活関係法令等習得講習及び指定消費生活相談員養成研修事業委託契約	令和7年4月23日	大分市青崎1丁目10番23号	特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	3,491,746 円	①本業務は、消費生活関係法令等習得講習の実施および指定消費生活相談員養成研修の実施を行うものである。 ②これを行うためには、多岐にわたる消費者問題に関連するすべての法令について深い専門的知識を有するとともに、最新の消費者被害や消費者教育・啓発活動等の現状について高い情報収集力と分析力を持つことにより、一般市民へのわかりやすい内容及び相談員の資質向上により適切な研修プログラムを構築できる者でなければならない。 ③上記、技術を有する者は大分県消費者問題ネットワークのみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号